

新型コロナウイルス感染症対策に係る経過

- 1月30日 ・「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置し、第1回会議を開催
 ・「「新型コロナウイルス緊急対策会議」の設置について」のコメントを発出
- 2月 5日 ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」を岸田自由民主党政務調査会長及び杉田内閣官房副長官に提出
- 2月14日 ・「「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の決定を受けて」コメント発出
- 2月21日 ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」を岸田自由民主党政務調査会長、高市総務大臣、加藤厚生労働大臣に提出
- 2月25日 ・「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置し、第1回本部会議を開催。
 ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明」を発出
- 2月26日 ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療の提供体制等に関する意見」を高市総務大臣に提出
- 2月28日 ・「「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業」の要請を受けて」のコメント発出
- 3月 5日 ・第2回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議開催
 ⇒ 「新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言」、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言」、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言」について議論
 ⇒ 岸田自由民主党政務調査会長、西村内閣府特命担当大臣等に上記緊急提言を提出
- 3月 6日 ・「新型インフルエンザ等特別措置法の改正に関する緊急提言」を菅内閣官房長官に提出
- 3月10日 ・「「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」の決定を受けて」のコメント発出
- 3月13日 ・改正特措法成立を受け、「新たな国難（新型コロナウイルス感染症）打破へ、国と心をついに」のコメント発出
- 3月18日 ・西村内閣府特命担当大臣との意見交換開催
 ⇒ 「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言」、「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」を提出
 ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」を橋本厚生労働副大臣に提出
 ・「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望」を萩生田文部科学大臣
- 3月20日 ・「新型コロナウイルス感染症対策本部の開催を受けて」のコメント発出
- 3月24日 ・「新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について」を西村内閣府特命担当大臣及び梶山経済産業大臣等に提出
 ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期について」のコメントを発出

- 3月25日
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と厚生労働省との意見交換会開催
⇒ 加藤厚生労働大臣に「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言」を提出
 - ・「教育活動の再開等に関する意見」を文部科学省に提出
- 3月26日
 - ・第3回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議開催
⇒ 前日の意見交換会の状況を各都道府県に報告
- 3月30日
 - ・全国知事会社会保障常任委員会開催
⇒ 内閣官房、厚生労働省との意見交換
 - ・「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請」を西村内閣府特命担当大臣に提出
- 4月 2日
 - ・第4回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議開催 (WEB)
⇒ 「新型コロナウイルス感染症に打ち克つために～日本と地域を守る全国知事会宣言～」、「新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について」を議論
⇒ 上記宣言・緊急提言を、菅内閣官房長官、北村内閣府特命担当大臣、西村内閣府特命担当大臣、高市総務大臣、加藤厚生労働大臣等に提出
- 4月 7日
 - ・「「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の決定を受けて」のコメントを発出
- 4月 8日
 - ・第5回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議開催 (WEB)
⇒ 「打倒コロナ!危機突破宣言」、「緊急事態宣言を受けての緊急提言」を議論
 - ・打倒コロナ!危機突破宣言を発出
 - ・日本医師会との意見交換会 (WEB)
- 4月 9日
 - ・全国知事会と国との意見交換会開催 (WEB)
⇒ 加藤厚生労働大臣及び西村内閣府特命担当大臣に「緊急事態宣言を受けての緊急提言」を提出
- 4月11日
 - ・全国知事会と国との意見交換会開催 (WEB)
⇒ 西村内閣府特命担当大臣から基本的対処方針の改正(繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛要請)について説明
- 4月16日
 - ・「全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けて」のコメントを発出
- 4月17日
 - ・第6回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議開催 (WEB)
⇒ 「全国を対象とした緊急事態宣言の発令を受けての緊急提言」について議論
 - ・全国知事会と国との意見交換会開催
⇒ 西村内閣府特命担当大臣に上記緊急提言を提出
- 4月21日
 - ・全国知事会と国との意見交換会開催 (WEB)
⇒ 西村内閣府特命担当大臣が4月17日付け緊急提言に対する国の方針を説明
- 4月23日
 - ・全国知事会と国との意見交換会開催 (WEB)
⇒ 西村内閣府特命担当大臣及び加藤厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月22日)及び「人との接触を8割減らす、10のポイント」等を説明。全国知事会から西村大臣及び加藤大臣に「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」を提出

- ・「ゴールデンウィーク緊急要請～みんなでのちとふるさと・日本を守ろう～」発出
- 4月29日 ・第7回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議開催（WEB）
⇒ 「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」を議論
- 4月30日 ・全国知事会と国との意見交換会開催（WEB）
⇒ 西村内閣府特命担当大臣及び加藤厚生労働大臣に上記緊急提言を提出
- 5月4日 ・「緊急事態宣言」の延長を受けて」のコメントを発出
- 5月5日 ・全国知事会と国との意見交換会開催（WEB）
⇒ 西村内閣府特命担当大臣が緊急事態宣言の期間延長について説明、全国知事会から西村大臣に「緊急事態宣言の期間延長を受けて」を提出
- 5月12日 ・第8回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議開催（WEB）
⇒ 「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」及び「雇用調整助成金等に係る緊急提言」を議論
- 5月13日 ・全国知事会と国との意見交換会開催（WEB）
⇒ 西村内閣府特命担当大臣及び加藤厚生労働大臣に上記緊急提言を提出
- 5月14日 ・「緊急事態宣言」の一部解除を受けて」のコメントを発出
- 5月15日 ・全国知事会と国との意見交換会開催（WEB）
⇒ 西村内閣府特命担当大臣が緊急事態宣言の一部解除について説明
・緊急事態宣言の一部解除を受けて、「コロナ克服への道」共同声明を発出
- 5月20日 ・第9回「新型コロナウイルス緊急対策本部」開催（WEB）
⇒ 「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の『飛躍的増額』に向けた緊急提言」を議論
・全国知事会と国との意見交換会開催（WEB）
⇒ 北村内閣府特命担当大臣に上記緊急提言を提出
- 5月21日 ・「緊急事態宣言」の一部解除を受けて」のコメントを発出
- 5月22日 ・全国知事会と国との意見交換会開催（WEB）
⇒ 西村内閣府特命担当大臣が緊急事態宣言の一部解除について説明、全国知事会から西村大臣に「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」を提出
- 5月25日 ・「緊急事態宣言」の全面解除を受けて」のコメント、「新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言」を発出
- 5月27日 ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る国の第2次補正予算案の決定を受けて」のコメント発出
- 5月28日 ・全国知事会と国との意見交換会開催（WEB）
⇒ 西村内閣府特命担当大臣が緊急事態宣言の解除及び補正予算について説明、全国知事会から西村大臣に「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ」を提出

(参考) 国の動向

- 1月28日 ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が施行
⇒ 新型コロナウイルス感染症について感染症法上の措置が可能に
- 1月30日 ・「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置を閣議決定
- 2月13日 ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(第1弾)を決定
- 2月25日 ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- 2月27日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍総理が、全国全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請
- 3月10日 ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(第2弾)を決定
- 3月13日 ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に新型コロナウイルス感染症が追加
- 3月26日 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する第14条の規定に基づき、厚生労働大臣から内閣総理大臣に対し新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことを報告
・特措法第15条第1項の規定に基づく政府対策本部の設置(閣議決定による本部(1月30日設置)から移行)
- 4月 7日 ・特措法第32条第1項の規定に基づき、首都圏、関西圏及び福岡の7都府県を対象とした緊急事態宣言の発令(5月6日まで)
・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年度補正予算(第1号))の閣議決定
- 4月16日 ・緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大
- 5月 4日 ・緊急事態宣言の期間を5月6日までから5月31日までに延長
- 5月14日 ・39県の緊急事態宣言を解除
- 5月21日 ・3府県の緊急事態宣言を解除
- 5月25日 ・特措法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態解除宣言
- 5月27日 ・令和2年度補正予算(第2号)の閣議決定